

4 情 個 第 2 9 号

令和 4 年 7 月 2 7 日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第 4 3 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和 4 年 6 月 8 日付け 4 情個第 2 0 号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和 4 年 4 月 8 日付け 4 教育第 6 2 号個人情報部分開示決定に係る審査請求

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた個人情報を部分開示とした京丹後市教育委員会の決定について、審査請求人が子の法定代理人として開示された部分であって不開示とした部分及び弁明書において京丹後市教育委員会が一部を容認し、再処分をするにあたり開示するとした部分は相当である。

しかしながら、なおも不開示とした部分のうちの一部については、口頭意見陳述での実施機関の説明において、その判断の具体的な根拠となる法令等の規定及び裁判において判示された具体的な適用の理由などの説明が明確なものではなく、またその判断の相当性を裏付ける資料の提出もされておらず、その適合性を判断する上で必要となる説明が乏しいと思われることから、再処分をするにあたっては、本答申の内容を鑑みた上でその処分の内容を決定し、審査請求人に対し、適切な説明がなされるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）から、令和4年2月23日付け個人情報開示請求書を受理した。
- (2) 実施機関は、令和4年3月10日付けで京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号。以下「保護条例」という。）第24条第2項の規定に基づく個人情報開示決定等期間延長の通知を京丹後市総務部総務課を介して審査請求人に交付した。
- (3) 実施機関は、令和4年4月8日付けで保護条例第23条第1項に基づく京丹後市個人情報部分開示決定（以下「原処分」という。）の通知を行い、令和2年8月24日付け京丹後市立峰山中学校における指導に対する訴えについての報告（以下「請求対象個人情報」という。）の一部を開示した。
- (4) 審査請求人は、令和4年5月2日付けで個人情報の部分開示決定に対して不服申立てをし、令和4年5月6日に審査庁において受理された。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 実施機関は、審査請求人が請求時に請求対象個人情報の名称と同じ名称である

保有個人情報で、原処分では不開示とされている情報が開示されており、審査請求人がすでに当該情報を知っていることを示す客観的事実（以下「開示部分客観的事実」という。）として次に掲げる文書を明示しているにもかかわらず、当該部分を不開示とする処分内容は不当である。

また、実施機関は次に掲げる開示された文書は同一の内容を基にするものでありながら、処分を行った実施機関によって処分の内容に差異が生じることに対する説明をしていない。

(ア)令和3年7月5日付け3総務第778号-1個人情報部分開示決定(京丹後市による処分)

(イ)令和3年1月22日付け3教学第91号個人情報部分開示決定(京都府教育委員会による処分)

(ウ)令和3年8月30日付け3教学第1124号個人情報部分開示決定(審査請求人が子の法定代理人として請求したものであり、京都府教育委員会による処分)

また、審査請求人は、京都府教育委員会に請求対象個人情報に記載された訴えの内容に係る文書（以下「請求人府提出文書」という。）を作成、提出しており、請求人府提出文書及び請求対象個人情報の両方の文書の内容を精査した京都府教育委員会から2つの文書の記載内容はおおむね一致しているとの回答を得ている。よって、審査請求人は、請求対象個人情報に記載されたおおむねの内容を知っていることを請求人府提出文書という客観的証拠の提出をもって示したのであるから、それに係る部分については開示されるべきである。

(2) 第31回から第33回の京丹後市情報公開・個人情報保護審査会において、審査請求人は請求対象個人情報中の記載内容に係る個人情報不訂正決定に係る審査請求をしており、実施機関はその弁明書において、原処分で不開示とされた部分の記載内容に係る弁明をしており、実施機関が不開示部分の記載内容を認める事実が存在していることから、処分決定に係る審査が一貫しておらず、実施機関は保護条例を恣意的に運用している。

(3) 請求対象個人情報中の不開示とした部分には、公務員である教諭の教育活動に係る事実が含まれており、それは「職務遂行の内容に係る情報」に該当する。また一方で請求対象個人情報において、教諭の氏名が開示されており、実施機関は、これらの情報を「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」と

判断していないことから、これらの不開示としている部分について保護条例第19条第2号ウを適用して、開示されるべきである。

第4 実施機関による個人情報部分開示決定に係る理由の説明

- (1) 原処分において開示した部分である「開示請求者以外の個人に関する情報」は保護条例第19条第2号アに規定する「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものであると解し、原処分において部分開示決定をしたものである。

一方で、審査請求人が主張する開示部分客観的事実について、保護条例の趣旨に照らし再考したところ、保護条例第19条第2号アを根拠として、開示することが適当とする部分があったことは認める。ただし、開示部分客観的事実のうち、審査請求人が子の法定代理人として京都府教育委員会に請求し、得た情報（以下「法定代理取得情報」という。）は、そもそも審査請求人本人の保有個人情報ではないため、不開示とすべき情報であると判断する。

保護条例第2条に実施機関の定義として「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。」と規定されており、保護条例に基づき、それぞれの実施機関に対して個人情報開示請求がなされたときは、当該実施機関において審査し、及び判断し、並びに処分を決定することとされていることから、個人情報開示請求の対象となる保有個人情報が同一の内容のものであっても処分の内容に差異が生じることは否めないと考える。

また、京丹後市教育委員会が保有する個人情報と、京都府教育委員会が保有する個人情報が同一の内容のものであっても、それぞれの個人情報の取扱いを定める条例及びその解釈に基づき、実施機関の審査及び判断をもって処分決定がなされるものであると判断する。

- (2) 請求対象個人情報は法の規定に基づき京都府教育委員会から報告を求められ、サービスの監督を担う京丹後市教育委員会として報告をしたものである。そのため、個人情報開示請求及び個人情報訂正請求においては、保護条例の趣旨に沿い、その都度、慎重に審査を経て処分決定を行っており、恣意的に運用しているものではない。

また当該訂正請求に係る部分については、令和4年3月1日付け3教育第25

03号の弁明書において、その記載内容について言及していることから、保護条例第19条第2号アを根拠として、開示することが適当とする部分であったことは認める。

- (3) 請求対象個人情報において「開示請求者以外の個人に関する情報」が含まれている部分については、保護条例第19条第2号を根拠として、不開示としているところであるが、審査請求人の妻及び子並びに公務員等の職及び氏名が記載されている部分であって、審査請求人が既に知っていることが明らかである情報については同条第2号アに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報として、原処分において開示をしたものである。他方、公務員等に係る情報が記載されている部分であって、当該公務員に対する懲罰に関わる内容は、同条第2号ウに規定する「職務の遂行に係る情報」であると解されるが、それら懲罰に関わる内容は通常他人に知られたいと望むことが正当であり、殊更本件では既に当該公務員の氏名が開示されていることをも踏まえると、開示されることにより当該公務員の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから同条第2号ウ中の除外規定の趣旨を踏まえ、当該内容を不開示とするものである。

第5 審査会の判断

- (1) 実施機関から示された再処分の案について

実施機関は、弁明書において、審査請求人が主張する開示部分客観的事実について、その一部を認容することとしている。

このことから再処分の案として請求対象個人情報の開示又は不開示の範囲を再検討したものが当審査会に示されたところであり、実施機関は、再処分の案において新しく開示を行う部分が、保護条例第19条第2号アに規定される「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると判断している。

- (2) 子の法定代理人として開示された部分を不開示とすることについて

審査請求人の主張によると、子の法定代理人として京都府教育委員会に開示請求し、得た請求対象個人情報と同じ内容である文書について、審査請求人はその内容を知っているのであるから開示すべきであるとしている。

他方、実施機関は、当該文書は名宛人が審査請求人とは異なり、その文書から

得た法定代理取得情報は審査請求人本人の保有個人情報ではないため、不開示であるべきと判断している。

(3) 公務員の懲罰に係る部分を不開示とすることについて

審査請求人は、公務員である教諭に対する懲罰に係る情報は、保護条例第19条第2号ウに規定される「職務の遂行に係る情報」に該当すると主張しており、実施機関もその点においては、同じく職務遂行の内容に係る情報であると認識しているとのことであり、本件についてこの点については争いはない。しかし、実施機関は教諭に対する懲罰に係る情報が、職務遂行の内容に係る情報に該当するものの、同時に当該教諭の私人としての側面に係る情報でもあり、開示されることにより私人としての権利利益を不当に害するおそれがあり、既に当該教諭の氏名が開示されている本件においては、保護条例第19条第2号ウの除外規定の趣旨を鑑み、氏名に係る部分以外の部分を不開示とすべきであると主張している。

(4) 不服申立て理由の検討

ア まず、実施機関から示された再処分の案について検討する。

保護条例第19条第2号アでは「法令等の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定されているが、法令上、正規の手続で得られる情報及び事実上の慣習で得られる情報と、開示請求者が個別事情により現に知っている情報とでは、同じく「知っている情報」であったとしてもその性質は大きく異なるものと考えられる。「現に知っている情報」は、法令の規定ないし慣行により請求人が知ることとなった情報とは異なるものであり、当該保有個人情報と同内容の情報について、知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、「慣行として」には当たらないと解されることから保護条例第19条第2号アに該当しないものであると考えられる。

本件では、実施機関から再処分の案の内容が提出されているが、原処分において不開示であったが再処分の案において開示すべきと判断された部分（以下「新開示部分」）については、本件審査会での判断事項とはならないことから、実施機関から提出のあった再処分の案のうち、原処分及び再処分の案の両方において不開示であるべきと判断された部分につき検討をしたところ、後述するイとウの項目に当たらない部分については、審査請求人が知っている情報であって

も、なお「慣行として」知ることができた情報にはあたらないと考えられることから、この範囲における実施機関の再処分の案の不開示部分は相当と考える。

イ 次に、子の法定代理人として開示された部分を不開示とするものの適否を検討する。

まず、保護条例第17条第2項において「個人情報の開示の請求は、実施機関が定めるところにより代理人によってすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求については、合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合に限る。」と規定されており、当審査会の過去の答申において、同項のただし書が規定されている趣旨として、「法定代理人と子の関係にあっても、その人格はそれぞれ別個であることから、未成年者が相応の年齢に達した時には、法定代理人との関係においてもプライバシーを保護される権利を有すると考えることが相当である。」、「保護条例においては、本人の意思を最大限尊重することを目的として、保護条例第17条第2項ただし書において、未成年者の法定代理人からの請求行為を、「合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合に限る。」と制限しているものと考えられることができる。」と判断している。

実施機関が主張するように、法定代理取得情報は審査請求人本人の個人情報ではないことは明らかであり、現時点で当該個人情報の本人である未成年者の同意が証明される事実も無いことから、法定代理取得情報は保護条例第19条第2号に規定される「開示請求者以外の個人に関する情報」であるとして、不開示とすることが妥当であると考えられる。

なお、この点において、京丹後市教育委員会が保有する個人情報と、京都府教育委員会が保有する個人情報が同一の内容のものであっても、それぞれの個人情報の取扱いを定める条例及びその解釈に基づき、実施機関の審査及び判断により処分決定が異なることがあることはやむを得ないと考える。

ウ 最後に、公務員の懲罰に係る部分を不開示とするものの適否について検討する。

本件においては、審査請求人のみならず実施機関においても、公務員の懲罰に係る情報は「職務遂行の内容に係る情報」に該当するとの認識に争いが無いことから当審査会においても、当該認識を本件を検討する上での前提事項とせざるを得ない。

その上で、保護条例第19条第2号ウの除外規定をみれば、当該規定は「当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。」とされていることから、「当該部分を除く。」とされる範囲が論点になると思われる。

この点、当審査会においても意見が分かれており、条例の記載を素直に解釈すれば、開示義務のある情報の対象から除外されるのは「氏名に係る部分」のみであると考えることが相当と思われるとの意見と、「氏名に係る部分」に限定されず、その他の情報をも含むものと思われるとの意見がある。

そこで、実施機関の口頭意見陳述での補足説明を踏まえて、実施機関より提出されている弁明書を再度検討したが、除外規定を「氏名に係る部分」に限定解釈せず、その他の情報も含むとする解釈ないし除外規定の趣旨を踏まえて不開示とする情報は「氏名に係る部分」に限らないとする解釈が相当であることを示す根拠資料が提出されておらず当審査会においてその当否を判断することが出来ない。

この点、当審査会においても公務員の懲罰に係る情報については、公務員の私人としての側面の配慮を考えれば、当該情報については不開示とする場合があることは理解できるものであるというのが多数意見はであるが、殊更本件不開示部分が妥当とするのか否かについては、当審査会の各委員においても意見の分かれた部分である。

本件不開示部分につき、不開示を相当とする場合があることは多数意見ではあるものの、前述のとおり本件については、現時点においては、実施機関の提出している弁明書、口頭意見陳述での補足説明の他、実施機関の条例解釈が相当であることを推認させる根拠資料の提出がされていないこと等から、未だ明確な論拠が示されているとは言い難く、その結論に至る理由を相当と判断することは出来ない。

エ 以上のとおり、本件審査請求について、実施機関が再検討を行い、当審査会に再処分の案として示された請求対象個人情報に係る開示と判断した部分及び不開示部分のうち前述イ、ウの範囲に対しては異論は無いものの、公務員の懲罰に係る部分を不開示と判断する理由については、その説明が不足しており当審査会としても相当と判断することができない。

このことから、当審査会は実施機関が再処分を行うにあたっては、前述した内容を鑑みた上で、再処分を行うべきであると考えられる。

第6 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年 5月 6日	諮問書、審査請求書、弁明書及び意見書の受理
令和4年 6月 15日	審議（第1回）
令和4年 7月 1日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和4年 7月 20日	審議（第3回） 答申の検討
令和4年 7月 27日	答申